
淳熙『新安志』先達における士大夫像

南宋初期の伝記テキストとその周辺

前村佳幸

序論

南宋時代前半の羅願という士大夫によって編纂された『新安志』は、木版印刷技術の恩恵を受けつつ、なによりも各朝代の人々に受容・尊重されることによって散逸を免れ現存するという、地方志全体のなかでも注目すべき来歴をもっている¹⁾。これまで筆者は、中国前近代史を専攻する歴史学の立場から、〈統合テキスト科学の構築〉と題された問題体系に取り組むため、徽州全体の地方志である『新安志』を対象として具体的な検討を行ってきた。このテキスト論においては、人類の多種多様な表現行為の媒体・所産を「テキスト」と位置づけ、そこに通底すると考えられる原理「普遍文法」の探求を共通の目標とするものである。これに対する筆者の基本的な姿勢を示しておく、その試みにおいて俎上に載せられる方法論は対象文化圏を問わないこと、従って、その認識や理論は個別具体的な漢籍テキスト研究への応用が可能かつ有効であり、その具体的な作業を通じて検証されなければならないと考えている。

地方志という図書は、宋代以降の中国社会において一定の地位を獲得したとはいうものの、伝統的な思想・文学はもとより史学においても權威性を認められることはなかった²⁾。しかし、テキスト論の観点からは、過去に関する叙述を含む文字テキストの複合体としての性格をもつことが見出され、十分考究に値するものと判断される。こうして、作者と意図・時代背景、受容者（収蔵、書写、校訂、出版、批評、研究の担い手として関連テキストを生成する側にもなる）と社会的評価、流布・出版の実態、本文の源泉と影響などといった、書物をめぐる諸論点に即して『新安志』を検討することで、多様なテキスト研究の可能性を示すことが課題となる。

本志について前稿では、その本文テキストの分析に着手した。そこでは歴史と深く関連する記述に注目することで、全体に散らばるテキストにより、民衆反乱や群雄の割拠

という〈事件〉を軸として、士大夫を中心とする地域社会形成の前段階について述べていることを見出した³⁾。

地方志は、一見雑多な内容を寄せ集めたようであり、実際の所、拾い読みされるような書物であったように思われる。ただ管見の限り、『新安志』に関しては、地誌的な情報を網羅する地理書という性格をもつだけでなく、歴史を再構成し、当該地域をめぐる望ましい過去を示し、それを後代に伝えようとする編者の意図、それに即した内容をもつことが想定できるように思われる。そして、その内容の由来、すなわち本文テキストの源泉としては、先行する様々な文献から引用、参照されたものが主体となっており、そこでは編者による操作が施されていて、全体の構成との整合性が図られていることもまた看過しがたい点である。こうした認識の妥当性をさらに検証していくためには、本志の別の部分についても分析を加えなければならない。

『新安志』の第6巻と第7巻は「先達」とされ、当地の出身者で朝廷に出仕するなど大成した人物、すなわち文官であり一流の知識人である士大夫に関する伝記に充てられている。文章量からみると、この部分は最大であり、それだけに、その存在意義もまた非常に高いものとみられる。本稿においては、この「先達」の南宋部分を主な分析対象として、本志の具体的な内容に対する読解を深めるとともに、そのテキストとしての特質や他のテキストとの関係について検討を行い、過去の〈人物〉を軸にして構成される歴史テキストのあり方について考察してみたい。

1 「先達」の概観

『新安志』全体において伝記テキストは多様に展開している。第8巻の「義民」「仙釈」は民間人や宗教者を対象とするものであり、第9巻の「牧守」は地方官に関するものである。「牧守」については、前稿において検討したように、唐宋以前の地方長官について正史の列伝から取材しており、『新安志』の構想に適合するように若干の変更点があるものの、自作のテキストではない⁴⁾。なお地方官に関しては前半における県の地誌的記述の部分にも「賢宰」として配置されており、県の長官を通して歴史的イベントが述べられている。また最終巻の第10巻においても人物を主題とするテキストが見られるが、この部分は「雑説」であり、羅願の祖父などが取り上げられているものの、正式な伝記として掲載しているわけではないようである。こうしたなかで、「先達」は第6、第7巻と二巻を占め、羅願によるテキストとして量的にも大きな割合を占めている。

いにしへの春秋時代、楚の令尹である屈建の信義は諸侯たちに知れ渡っており、その言行は大夫たちの間でそらんじられ、晋の統治者層の志は楚に及ばない、楚の国の賢人に匹敵するものはないのか、と思われていた。屈建が晋の范会の徳について趙武に尋ねると、趙武はこう答えた。「あの方は家内をよくまとめ、晋の国人への

ことばは実情を隠すことなく、祝詞も鬼神に対して誠意があり、後ろめたい言辞はありませんでした」と⁵⁾。屈建は帰国するとこれをそらんじるようになった。つまり、晋の先人賢者の風格ある節度は屈建の及ぶところではなかったのである。魯の叔孫豹が晋に招かれたさい、晋の貴族范氏が連綿と続く自分の系譜を「不朽」と称してもよいのではないかと問うたことについて、彼はそれを「世禄」に過ぎないとした上で、魯の国にはかつて臧文仲という大夫がいて、死後もそのことばが世間で守り行われており、そのような状態になってはじめて「不朽」と称することができるのだと指摘した⁶⁾。

これらのことからすると、世の賢者には非常に際立つ者がいるといえよう。このような賢者の品格とは、ただ本人にそのように備わっているばかりでなく、それが伝わる過程で人々を感化していくものである。それぞれの国の賢者は天下の誇りとするに値するし、賢者のいるところでは、人々はそれに親しみを感じ誇りとする。まして、(孟子がいわれるように)善行というものは自分自身の内側からわき起こるものであり、その結果として良い評判や名誉が自分の身に備わり、光栄につつまれるのである。それなら、徳に進み業(学問や職務)を修めることをどうして後回しにすることができるだろうか⁷⁾。

新安の地では、程靈洗よりその節操によって梁から陳王朝にかけて注目される人物がおり、唐から五代においてもそうであった。偉大なる宋の世になると、名臣が輩出するようになった。どうしてその土地に賢者が多いということだけですまされるだろうか、まさに賢者を通して時代を論じるべきではないだろうか。

南朝時代、梁の員外散騎侍郎の李禕、太常卿の胡明星、唐代の中書舎人の呉鞏、南唐(五代十六国期の地方政権)の宰相である馮延巳、勤政殿学士の延魯、枢密使の查文徽、そして本朝の尚書郎の舒雄、太子左贊善大夫の呂文膺、虞部員外郎の方演、そして近年の名卿大夫でその事績を把握していない者については軽々しく著述に付すことはせず、まだ十分に確証が得られていないことを示した。前世の羽林將軍の盧元卿、刑部郎中の程皓についてはいつの時代の人物なのか不明である。ここに編者の知ることについて謹んで左の通り記す(『新安志』第6巻「叙先達」)⁸⁾。

これは、羅願が「先達」の冒頭において、その趣旨について述べた文章である。ここでは支配者層の地位が世襲制に基づいていたとされる春秋時代をもちだしながら、代々高い地位を占めていることよりも個々人のもつ卓越した人格と業績が重視されるとの主張がみられる。その上で、その土地出身の人物こそが住民の模範として相応しいということと、時代的には宋代の人々を中心に選択されることが示されている。これは「賢者」が宋代に多く輩出したというより、科挙という本人の資質による官僚登用制度が整備され主流となった時代であり、『新安志』の編纂時もまたその体制下にあったことを反映しているにほかならないのであろう。【表】で整理してみると、立伝されている41名の

巻6	表題	姓名(あざな)	出身地区	科擧及第年	正史の記載	文献志/小集
1	程儀同	程靈洗(元滌)	海寧		南史69・陳書10	
2	程都督	程文孝(少卿)	海寧			
3	呉御史	呉少微	新安	進士	新唐書202	⑫
4	王校正	王希羽	歙州	昭宗・天復元年(901)		⑬
5	汪処士	汪台符	歙州	一時南唐に出仕		
6	舒状元	舒雅	歙県	南唐進士	宋史441	巻94
7	呂侍郎	呂文仲(子臧)	新安	南唐進士	宋史296	巻94
8	大魏太尉	魏羽(垂天)	婺源県	江南官人	宋史267	無し ⑧
9	查秘監	查陶(大鈞)	休寧県	南唐官人	宋史296	巻64
10	張度支	張諤(昌言)	歙県	江南官人	宋史301	巻94
11	許司封	許逖(景山)	歙県	南唐官人・宋司封員外郎		
12	許承旨	許迴(光遠)	歙県	南唐官人		
13	謝諫議	謝泌(宗源)	歙県	太宗・太平興国5年(980)	宋史306	巻77 ⑤
14	張密学	張秉(孟節)	歙県	太宗・太平興国5年(980)	宋史301	巻78
15	小魏太尉	魏瓘(用之)	婺源県	恩蔭	宋史303	巻79
16	查賢良	查道(湛然)	休寧県	太宗・端拱元年(988)	宋史296	巻80 ②
17	兪待制	兪猷可(昌言)	歙県	太宗・端拱2年(989)	宋史300	巻81
18	兪侍郎	兪猷卿(諫臣)	歙県	真宗・咸平2年(999)	宋史300	巻82
19	洪比部	洪湛(惟清)	休寧県	太宗・雍熙2年(985)	宋史441	巻83
20	聶内翰	聶冠卿(長孺)	歙県	真宗・大中祥符5年(1012)	宋史294	巻84
21	許待制	許元(子春)	?	仁宗・皇祐2年(1050)	宋史299	巻85
22	許長官	許兪(堯言)	歙県	真宗・大中祥符5年(1012)		巻86
23	呂状元	呂溱(濟叔)		仁宗・宝元元年(1038)	宋史320	巻87
24	孫工部	孫抗(和叔)	黟県	仁宗・宝元元年(1038)		巻88
巻7						
25	王提刑	王汝舟(公濟)	婺源県	仁宗・皇祐5年(1053)		無し ⑩
26	汪宣徳	汪汲(子遷)	績溪県	仁宗・嘉祐2年(1057)		巻77 ⑥
27	洪尚書	洪中孚(中孚)	休寧県	神宗・元豊2年(1079)		巻73
28	胡金部	胡伋(彦思)	婺源県	哲宗・紹聖4年(1097)		巻84 ⑪
29	胡司業	胡伸(彦時)	婺源県	哲宗・紹聖4年(1097)		巻81 ⑨
30	黄侍御	黄葆光(元輝)	黟県	徽宗・政和元年(1111)	宋史348	巻77
31	汪丞相	汪伯彦(廷俊)	祁門県	徽宗・崇寧2年(1103)	宋史473	無し
32	程顯学	程邁(進道)	黟県	徽宗・元符3年(1100)		巻84 ⑫
33	凌待制	凌唐佐(公弼)	休寧県	徽宗・元符3年(1100)	宋史452忠	巻64
34	汪内翰	汪藻(彦章)	婺源県?	徽宗・崇寧2年(1103)	宋史445	巻84
35	胡待制	胡舜陟(汝明)	績溪県	徽宗・大觀3年(1109)	宋史378	巻78 ⑦
36	汪少卿	汪叔詹(至道)	歙県	徽宗・崇寧5年(1106)		巻77
37	胡殿院	胡汝明(伝道)	黟県	徽宗・政和2年(1112)		無し
38	先君尚書	羅汝楫(彦濟)	歙県	徽宗・政和2年(1112)	宋史380	
39	朱吏部	朱松(喬年)	婺源県	徽宗・政和8年(1118)	宋史429	巻21・45・68
40	汪枢密	汪勃(彦及)	黟県	高宗・紹興2年(1132)		巻81
41	金尚書	金安節(彦亨)	休寧県	徽宗・宣和6年(1124)	宋史386	巻73

※文献志：『新安文献志』、小集：『羅鄂州小集』、丸数字は小集巻6における配列

ほとんどが宋朝の科挙に合格した官僚であったことが確認される。宋朝の南方征服後に出仕した者も含まれるが、文芸が栄え独自に科挙を行った南唐・江南政権下で文臣として選抜された者であり、「賢者」というものが文人官僚の身分にあって、栄達した者を基準としていることは明白である。なお、第9巻の「牧守」では宋代の人物について具体的な記述はないので、『新安志』から宋朝における官僚の姿を知ろうとすれば、読者は徽州の「先達」を参照するしかないことも注目される。つまり、本志で示されている宋代士大夫の具体像は地元出身者に一元化されているのであるが、これにより「先達」は土地から人物へと記述の主題が移ると、その一番前に配置されることになったのであろう。

「先達」中の人物は、徽州における科挙合格者の一部であり、その事績が徽州の人々に共有されるべき存在であると羅願に判断されたものである。それぞれの伝記テキストでは、標題において本人の姓に最高官位が冠されており、本文では地方官として統治した余所の住民からの顕彰行為や皇帝による賛辞などが盛り込まれ、世間に流布したとされる著書名が挙げられるなど、官僚士大夫として完成された人物像が示されている。【表】をみれば、後世の正史の列伝に選ばれる者も過半数を占めており、中央の視点からも取り上げられるに足る存在であったことがわかる。また、そのほとんどが徽州の文献を集成する『新安文献志』において、転載されるか関連テキストが採録されており、後代の地域の人々にとっても伝承されるべき人物であった。テキストの配列は時代（生年）順であり、時期別には、第6巻では六朝時代から北宋中期を範囲として正史に立伝される率が高く、第7巻では北宋末期の徽宗の治世に科挙に及第し、南宋初期の高宗・紹興年間にかけて活躍した人物が多く、第7巻は編者独自の選択意図がより強く反映していると考えられる。

なお地域的にみたととき、なんらかの偏りがあるのかどうかについては検討していないが、徽州を構成する6県全てから選択されていることは確認できる。そして、内容的には、南朝時代の程靈洗父子を除けば、第9巻「牧守」のように正史の列伝を流用しておらず、基本的には羅願による著述とみられる。そのためか「先達」の一部は明代に刊行された羅願の文集に転載されている（【表】参照）。

以上のように、中央編纂の「正史」を構成する「伝」とは別に、地方在住の作者が地方志の一部として士大夫たちの伝記を作成することにどのような意味があり、また純然たる歴史テキストである正史と比べいかなる差異が生じているのであろうか。以下、特定の人物に即して「先達」の伝記テキストを具体的に検討する。

2 「先達」における士大夫の記述

本章においては、具体的な検討対象として胡舜陟と羅汝楫を取り上げる。その理由と

しては、二人の伝記テキストが第7巻の「先達」を通覧したとき標題や記載面で特に目を引くからであり、また『宋史』にも立伝されており、その内容を他の文献と対照することができ、「先達」というテキストの性格を明らかにする上で適切と思われるからである。

(1) 胡舜陟 (1083~1143年)

標題は「胡待制」。この人物については、羅願は『新安志』第7巻の伝とは別に「胡待制舜陟伝」を執筆しており、『新安志』より詳細で明代の『新安文献志』に採録されている(巻78)。まず関連する史料を参照すると、羅願による二つのテキストには、伝記として重要な点があえて記載されていないことが判明する。

『宋史』の列伝においては、胡舜陟が南宋初期に権勢をほしいままにしていた秦檜(1090~1155年)の不興を買っていたところに、不仲の官僚に告発されて南方の要地静江府(現在の桂林市)で獄死を遂げたことが記されている。

後十八年して、復た広西経略と為る。知邕州の俞儋、臧有るを以て、運副呂源の按ぶる所と為り、事舜陟に連なるや、提拳太平觀たり。是より先、舜陟、源と隙有り。舜陟、郴賊を討つに因り、源軍事を沮むと効するに、源書を以て秦檜に抵て、舜陟は金を受け馬を盗み朝政を非訕すと訟えり。檜、素より舜陟を悪めば、其の説を入れるや、奏して大里寺の官袁杗・燕仰之をして推効に往かしむ。居ること兩旬、ことわ辞りて服さず、獄中に死す。(『宋史』巻378、胡舜陟伝)

つまり、正史の伝によると、胡舜陟は主戦派を抑えつきたい宰相秦檜にとって排除されるべき存在であって、それ故に非業の最後を迎えたことが示されている⁹⁾。ところが、『新安志』の「先達」では、廬州(長江北岸)での攻防戦や施策について具体的に記述しているものの、その前後の人物と異なり卒年が記されず、故人であるのに「後に広州に知たりて功有り。弟舜申・舜拳、子仰、最も顕わる」と在官の状態のままで撰筆しており非常に違和感がある。そして、「胡待制舜陟伝」でも「知静江府」としての叛徒の掃討を述べた所でいささか唐突に「舜陟卒す。年六十一なり。州人為に罷市し、金を釀め祭を致し、西山故生祠に飾り、歳時に之を享る」という一文が挿入されているだけである。

こうした不自然さのためであろうか、『新安文献志』では注記が加えられており、方回(1227~1307年)が胡舜陟の子息胡仔の著書に寄せた文章において、死の真相が『新安志』で触れられていないことに疑問を呈していることを紹介し、同書掲載の「胡待制舜陟伝」における記述のあり方にも注意を喚起している¹⁰⁾。

『苕溪漁隱叢話』、前六十巻、後四十巻。吾が州積溪の胡仔・元任(あざな)の著す所なり。仔の父舜陟は三山老人と号し、仕は待制・広西帥に至り、静江府の獄中に死す。実に秦檜之を殺せばなり。而れども羅鄂州願の『新安志』は略して書さず。回かつて其の族孫に見ゆるに、予に家伝六大帙を示せり。靖康に城中を囲まるるに

戦守の事を奏議すること甚だ多く、故に郭京を誣ること尤も力む。後に兩たび廬州に帥たりて、文臣の善く兵を用う者なり。檜の之を殺すや殆んど此の故を以てすなり。(方回撰「漁隱叢話攷」、『桐江集』卷7所収)

それでは、なぜ羅願は胡舜陟を詳しく取り上げながらも、その死について寡言なのだろうか。それは、上記の方回が指摘するように、彼の死が秦檜という、後に「謬醜」と改謚されたり「姦臣」として立伝されたりした“千古不易の極悪人”によるものであり、(2)で検討するように、その政権初期において羅願の父が一定の役割を担っていたからにほかならない。そして、好学な文臣ながら淮西における攻防戦や反乱平定などで実績を挙げた胡舜陟の人物像は、同じく秦檜の手にかかった將軍岳飛(1103~1141)を彷彿させるものがあるのである。

ところで、『宋史』の列伝には羅願の父である羅汝楫の伝があり、そこに羅願の事績も附記されているが、

願あざな端良、博く学びて古を好む。秦漢に法りて詞章を為り、高雅精練にして、朱熹特に之を称重す。『小集』七卷、『爾雅翼』二十卷有り。鄂州に知たりて、治績有るも、父の故を以て敢て岳飛廟に入らず。一日、自ら吾が政善なりと念い、姑(しばらく)して往きて之を祠るも、甫めて拝するや、遽かに像の前に卒す。人疑うらくに、飛の憾み積されず、という。(『宋史』卷380、羅汝楫伝)

とあり、優れた学者文人であることに加えて、羅願の知鄂州在任時の急死が岳飛の因縁と関連づけられているのである。周知のとおり、岳飛は農民の出身ながら学があり、厳格な規律をもった軍団を率いて戦勝を重ねた有力な武将であって、宰相秦檜の推進する金との和平にひとり従わず、罪に問われて獄死した。秦檜の死後、名誉回復ののちに「鄂王」と追封され、現代でも「民族的英雄」として杭州の西湖湖畔にある「岳王廟」は参詣客で賑わっている。

鄂州は、湖北方面で軍を掌握していた岳飛ゆかりの地である。その岳飛廟について地方志を検索すると、16世紀前半の総志に次のような記事がみられ、別の箇所に「羅願新安人。淳熙中(1174~1189年)、鄂州に知たり。善政有り。朱文公(朱熹)特に之を称重す」との記述もあり、『宋史』と同じ内容を敷衍していることがわかる。

岳武穆祠、県東のかた十里に在り。即ち将台駅の故址なり。旧名は忠烈廟。旌忠坊に在り。宋の岳飛、上游を保護し功有り。乾道中(1165~1173年)、廟を鄂に建設し、今の額を賜わる。嘉定中(1208~1224年)、また鄂王に追封せらる。

知鄂州羅願、父汝楫侍御史たりし時にかつて秦檜に附して飛を論ずるを以て、敢て飛廟に入らず。一に私かに吾が政善なりと念い姑して往きて之を祀るも、再拝するや遽かに像前に卒す。人疑うらくに、飛の憾み積されず、と云う。(嘉靖『湖広図経志書』卷2、武昌府・祠廟)

これらのテキストによると、羅願は鄂州にある岳飛廟を参拝したときにその像の前で

頓死したといわれ、これについて世間では、羅願が父がらみで岳飛の怨みを恐れ避けていたが、鄂州の知事として善政に努めているので大丈夫だろうと参拝したものの、やはり赦されておらず禍を招いたと喧伝されたという。

羅願の死は、淳熙11年(1184年)のことであり¹¹⁾、羅汝楫が朝廷で仕えるようになったのは紹興年間であるから、高宗期の人物とみなされたと思われるので、その伝聞が中央の史館によって収集されたのは、『高宗正史』の編纂以降と考えられる。『高宗正史』は元朝による『宋史』の源泉の一つであり、その編纂が始まったのは嘉泰2年(1202)であるから¹²⁾、その時期には岳飛との因縁を示すテキストが形成されていたと推測することもできよう。そして、『宋史』など史書においては金との対決姿勢を鮮明にする人々に対して、羅願の父が秦檜の意を受けて弾劾する側にあったことが述べられている。ところがこの点については、『新安志』において仄めかされてさえいないのであった。

『新安志』は、羅願の生前に上梓されており、「先達」では胡舜陟の末子胡仰の名が附記されている¹³⁾。仰は「胡待制舜陟伝」においても諸子の中で唯一取り上げられており、双方にある程度の交際があったことが窺える。羅願の弟嫁にあたる汪氏は、「先達」に立伝されている「汪少卿」こと汪叔詹の縁者であり(兄弟の孫)、その母方の祖父は胡舜陟であったので、親戚の間柄でもあった¹⁴⁾。

胡舜陟は獄死後ほどなく遺族の訴えにより冤罪が晴らされており¹⁵⁾、秦檜の死後、岳飛をはじめ秦檜により弾圧された人々の名誉が回復されていることとあわせて(先の『湖広図経志書』巻2に見たように、孝宗の乾道年間に岳飛廟が建立されている)、胡舜陟を立伝する上での障害は少なかったとみられる。そして、胡舜陟を弾劾したのが羅汝楫でないことはもとより明らかなことであった。

なお、『新安志』において秦檜のことが全く触れられていないわけではなく、「先達」の最後における金安節をめぐる、『宋史』の列伝と同様の記述がみられる。

尋いで殿中侍御史に遷り、秦丞相再用せらるるや、得君する(君主の信頼を得る)に方り、其の兄梓を進めて台州に知たらしむるに、章を連ねて其の超躐なるを論じ、竟に之を罷めさせ、尋いで急を以て告げ朝を去る。是に坐り、閑廢せらるること十有八年。家貧しく祠禄給さざるも、之に処ること自如たり。故相死するや、起して嚴州に知たらしむ。(『新安志』第7巻、先達「金尚書」)

また殿中侍御史に遷る。……秦檜の兄梓台州に知たるや、安節、其の梁師成に附麗するを劾し、梓遂に罷め、檜之を銜む。いまだ幾ばくならずして、母の憂に丁たりて去り、遂に出でず。……秦檜と忤い、出でざるること十八年、再起するに及び、論事終に屈さず、人此を以て之に服す。文集三十卷、『奏議表疏』『周易解』有り。(『宋史』巻385、金安節伝)

しかしながら羅願にとって、「胡舜陟、朝政を非笑するを以て獄に下され死す」(『宋史』巻473姦臣・秦檜)と述べられるような¹⁶⁾、その最後について直書することは、専制者

として悪名高い秦檜と自らの父との関係を示唆するものとなり、大成した官僚士大夫として同じく史書に立伝されるべき肉親をもつ者として、大いに憚られることであったのだろう。羅願は「胡待制舜陟伝」と『新安志』「先達」の資料として、当人の「家伝」を参照することができたはずであり、そこには、後に同郷の方回が指摘するように、時の権力者の犠牲となった様子が明記されていたとみられる。ところが、羅願があえて叙述しようとしなかった事柄が世間から忘れ去られるようなことはなく、羅願の死そのものが世間の人々によって結びつけられてしまい、かえって、彼の忌避したものを印象的に浮かび上がらせるような逸話が生成することになってしまった、ということではないだろうか。

ともあれ『新安志』においては、羅汝楫は胡舜陟より後に及第・仕官したので、その伝記は後の方に配列されているが、読者は羅汝楫に関して特別な関連性を知ることなく、そこに至るようになっているのである。

(2) 羅汝楫 (1089~1158年)

標題には「先君尚書」とあり、編者羅願の父であることが明示されている。「先達」に掲載されているのは肉親として特別扱いしているわけではなく、後の正史に立伝されているように、もとより掲載されるに値する経歴をもっていたからである。この点については、疑問のないところであるが、秦檜との関係に触れないような立場がその叙述のあり方にどのような影響をもたらしているのであろうか、『新安志』に即して検討してみたい。

羅汝楫は北宋末期の政和2年(1112)に進士及第しており、南宋の紹興8年(1138)7月より中央の官職を歴任した。『新安志』を含む各種史料によって確認される、そのキャリアは次の通りである。

監登聞鼓院→大理寺丞→尚書刑部員外郎→監察御史→殿中侍御史→起居郎兼侍講→右諫議大夫→御史中丞→吏部尚書→金への使節→知嚴州(徽州と隣接)→祠祿官(在郷無職責)→死去、開府儀同三司を追贈

最も注目すべきは、彼がいわゆる「台諫」として、内外の官僚の不正や言動に目を光らせ弾劾を行い、積極的に皇帝に諫言する職務にあり、当時の宰相秦檜の権勢の実現と密接な関係があったことである。『新安志』に「入朝すること七年、大位に至らざると雖ども、而れども全名を以て始終す」とあるように、宰相・執政の地位につかなかったとはいえ、その間、皇帝に直接意見を具申し高官も忌憚なく批判できる重要な官職に就き、御史台の長官(御史中丞)に上り詰めたのであり、当時の政治に及ぼした影響力は決して看過されるべきものではない。

その後半生について『新安志』第7巻先達の「先君尚書」では次のように記している。

(a) 御史中丞兼侍読に遷る。首に中外を戒め謹んで祖宗の成法を守るを請う。会(た

またま) 続降せる指揮を編次す。公言えらく「艱難以来、一時の申請多く列聖仁恕の意を失わば、宜しく其の合わざる者を痛刪すべし」と。馬院官、富陽の沙田を占めて牧地と為し、馬至らずして民代輸すること故の如く、鬪に因り死者有り。公、台に坐りて其の事を得れば、即ち入奏し其の地を還して民に与うるを請う。上竟に開納す。

(b) 始め趙丞相罷むるや、授引する所(取り立てられた者)の例(おおむ)ね貶弾せらるる者いまだ已まざるに方(あた)り、公、副端(殿中侍御史)為りて独り奏言すらく「和議の初、縉紳の見る所、みな同じうす能わず、王庶ら已に黜けらるれば、深く罪するに足らず」と。保全する所甚だ衆し。

(c) 是に及び台長(御史中丞)と為る。時の執政は此に由りて遞遷(昇進)す。会(またま)宰相また執政と叶わず、之を去らんと欲す。公数(しばしば)出ざるを求むるに方り、旧例、中丞・侍御史は並置せず、乃ち一侍御史を除す。已にして公、吏部尚書に遷り、継いで国信使に充てらる。還るや前請を申ぬるも詔を降して允されず、請うこと益ます力む。

(d) 龍図閣学士・知嚴州に除さる。紹興十四年なり。公時に年五十六。秩満ち、祠を請い以て帰る。父子白首にして相い娛しみ、是れ自り復た出でず。凡そ提点江州太平興國たりて、官四任を連ぬ。二十六年、先大父(羅願の祖父)の憂に遭う。いまだ喪を終えず薨ず。年七十。

(b)の部分では、対金主戦論者の宰相趙鼎が失脚するなかで、趙鼎により起用された官僚達に対し、羅汝楫が王庶ら以外の者を徹底的に追い詰めることには反対であった旨述べられているけれども、その具体的な状況については、『新安志』の他の部分を閲覧してもよくわからない。

それでもわれわれは、『宋史』列伝ならびに李心伝撰『建炎以来繫年要録』(以下『要録』と略称)を参照し、その詳細に迫ることができる。後者は、国史・会要・日曆など中央の記録を主として、民間の文献も参照した編年体の史書であり、高宗の治世の建炎元年(1127)から紹興32年(1162)までを対象とする南宋初期の基本史料である。なお、李心伝(1166~1243年)は、高宗以下四帝の治世を叙述する『中興四朝国史』の編修官でもある¹⁷⁾。こうした宋朝自身による正史が元朝によって継承され、『宋史』編纂の拠り所となったことは周知のことである¹⁸⁾。

監察御史を拜す。いまだ月を踰えず、殿中侍御史に遷る。中丞何鑄と与に交章し岳飛を論じ、其の枢筦(枢密副使)を罷めさす。また言えらく¹⁹⁾、朱芾・李若虚かつて飛の議曹為るに、主帥異意有りて諫む能わず、と。飛の獄具わり、寺官聚断するに、咸な死して余罪有りと謂う。寺丞何彦猷・李若樸、独り喧然として衆議を以て非と為し、輕典に従わしめんと欲し、みな坐して黜けらる。王庶、道州に謫さるるや、郡丞(通判)孫行儉、官廨を以て之に居らしむ。汝楫、其れ忌憚無く当に斥く

べしと劾し、且つ庶をして徙居せしむ。劉子羽、鎮江に知たりて、上言すらく「和好は久遠の計に非ず、宜しく閑暇に及びては備を為すべし」と。檜怒り、汝楫に風して論ぜしめ之を罷めさす。（『宋史』巻380、羅汝楫伝）

『要録』によれば、この部分は、殿中侍御史（紹興10年2月甲戌～同11年8月戊子）として、御史中丞の何鑄とともに岳飛を弾劾して枢密副使の辞任に追い込み²⁰⁾、さらに右諫議大夫（紹興11年11月乙卯～同13年4月癸酉）として、岳飛の属僚であった朱芾と李若虚、岳飛の処罰を軽減しようとした大理寺丞の何彦猷と李若樸を弾劾するとともに²¹⁾、四川の道州に配流され当地で没することになる王庶に官舎を提供していた通判（次席知事）や鎮江府の知事劉子羽を弾劾した時期のことである²²⁾。このように、史書では金との和議に反対するなどして秦檜の怒りにふれた官僚に対し、羅汝楫がその教唆により攻撃した事実が述べられている。

しかし、このことは『新安志』には見あたらない。代わりにあるのは「先君尚書」の以下の記述である。

太上（高宗）称善し、是の日、監察御史を拜す。後二十余日にして、殿中侍御史に遷る。淮南、度外に棄置すべからざるを論じ、宜しく其の備を増し、武人を調して守と為し、帥守を選び浙西防海の寄を領せしめ、都統を置き以て湖北の諸屯を護らすべし、と。劉光世を趣かせ劉錡を出援せしむ。錡の功を立つるに及び請を為し、戍を更え以て其の衆を休ます。間諜の言多く同じからざれば、西府に謹信なる者を扱ひ之を総ぜしめ、竄名賞籍の人を革むるに勤にして功を立つ者を以てするを請う。江西・福建・広南の憲臣、群盜を通治せしむるを請うに、折帛するに匹八千にして估太だ高し。本色を輸すを願う者は、州郡の災傷を被ること尤も甚だしく及び盜賊いまだ息まざる者を聴し、宜しく田業を用て一概に錢を率（収）め軍に供すべからず、と乞う。浙東の積穀を以て物力錢を取むる者を禁じ、余杭の民田を還し、増置して牧地と為す者は五千畝なり。起居郎兼侍講に遷る。

これらのことについて『要録』に該当記事はなく、『新安志』に先行し、遺族の依頼により成立した「羅尚書墓誌銘」により詳しく掲載されているが²³⁾、そこでも本来の職掌であるはずの弾劾についてはほとんど触れられていない。

また、右諫議大夫の時期の事績として、

南雄守の奏対する有り「太后の帰すは、和議の力なり。当に尽く前に和の不便を言う者を按ずべし」と。時相之を是とし、驟かに用いて台官と為すや、中外悚懼し、多く束装し待遣す。汝楫言えらく「みな当に罪すべからず、宜しく崇寧の事党を以て戒と為すべし」と。議遂に寝む。（『宋史』巻380、羅汝楫伝）

とある。「南雄守」とは南雄州知事であった黄達如のことであり、皇太后韋氏（高宗の母）の帰還後²⁴⁾、金との講和に反対していた官僚を徹底的に糾問するよう上奏したことに対し、羅汝楫が北宋末期の新法党と旧法党の党派抗争を引き合いに出し、官界の融和の上

で望ましくない旨主張し沈静化させたことが読み取れる。これは、『新安志』の(b)と趣旨的にかなり一致したものといえるが、(b)では「副端」として殿中侍御史の際とするような相違もある。いずれにせよ、『要録』には正反対の印象を受ける記事が掲載されている。

それは黄達如の上奏（紹興12年11月壬辰）の後に、

詔して責授清遠軍節度副使趙鼎、責授嚮德軍節度副使王庶は赦し更めて検挙せざらしめ、宝文閣待制提挙亳州明道宮曾開、徽猷閣直学士提挙江州太平觀李彌遜は並びに落職す。先一日、右諫議大夫羅汝楫、入対し言えらく「陛下、近ごろ臣僚の奏を可とし、前日異論の者を以て典刑を明正たらしめんとす²⁵⁾。此れ誠に今日の先務なり。然れども和議の初に方りて譏謗紛然とし、往往にして庸愚無知より出ずれば、深誅するに足らずA。其の間に姦を懐き以て害成し、衆を挟み以て勝を求む者あり。宰執に在りては則ち趙鼎・王庶、侍従に在りては則ち曾開・李彌遜なり。是の四人は、同心併力し、其の党を鼓率し、必ず是の事を沮まんと欲して後に已む。是れ宜しく其の罪を明正すべきが可なり。然れども開と彌遜はなお美職を以て祠宮の禄を食み、刑を失うこと甚しき為り。伏して望むらくは特に貶斥を加え、以て公論を快からしめんことを。鼎・庶は謫籍に見在せば、近降の赦文に依り、恐らくは合に量移すべし。乞うらくは別に竄徙を行うを免じ、姑（しばらく）有司をして復た検挙する勿からしめんことを」と。故に是の命有り。（『要録』巻147、紹興12年11月丙午）とあり、処分が不徹底であるとして趙鼎・王庶・曾開・李彌遜を名指しで挙げ、黄達如に呼応するかのような主張を行っているのである。

この史料を踏まえ、寺地遵氏は、秦檜の専制を可能にした大きな要素として「台諫や言事官からの執拗な和議異論者肅正要求」を指摘されており²⁶⁾、南宋初期の政局において羅汝楫が秦檜の権勢実現に一役買ったことは疑いない。ただここで、その言説について注目するのは、王庶のような特定人物の攻撃に限定していたのか、あるいは「典刑を明正に」するために不特定多数に対象を拡大しようとしていたのか、異なる解釈が内在しており、これが伝記テキストにどのように作用しているのか問題としたいからである。前者は国論の混乱を最小限にする方向にあるといえ、後者は激化させる可能性があるように思われる。『宋史』や『新安志』における叙述は、まさに前者に立脚したものではないだろうか。つまり、『宋史』においては、南雄州知事時代の汚職で告発され、秦檜さえかばいきれずに失脚した黄達如を併記することで²⁷⁾、それなりに節度ある官僚であったこと、秦檜の一味腹心ではなかったことが示唆されているのである。また『要録』においても、下線部分Aは『新安志』の(b)と齟齬が少ないように思われる。

ところで、正史のもつ特性として注目されるべきは、同一の書物から本人の伝以外の部分も参照することが可能な点である。『宋史』の岳飛伝には以下の記述がある。

檜また飛死せずんば、和議を終梗し、己に必ず禍を及ぼすを以て、故に力めて之を

謀殺せんとす。諫議大夫万俟卨、飛と怨有るを以て、离に風し飛を効せしむ。また中丞何鑄・侍御史羅汝楫に風し交章彈論せしむ。大率謂く「今春、金人淮西を攻むるに、飛略（ほぼ）舒・蘄に至りて進まず、比（ちかごろ）俊（張俊）と与に兵を淮上に按じ、また山陽を棄てんと欲し守らず」と。飛、章を累ね枢柄を罷むるを請い、尋いで兩鎮の節を還し、万寿觀使・奉朝請に充てらる。檜の志いまだ伸びざるや、また張俊に諭して王貴を劫かし王俊を誘い、張憲、飛の兵を還すを謀ると誣告せしむ。……初め何鑄に命じ之を鞠（きわ）めしむるに、飛、裳を裂き背を以て鑄に示すに、「尽忠報国」の四大字有りて、深く虜理に入る。既にして閔実するに左驗無く、鑄、其の無辜を明らかとす。（『宋史』巻365、岳飛伝）

この部分を見ると、やがて岳飛の冤罪を確信するようになった何鑄とは対照的に、岳飛の運命に対する羅汝楫の関心の薄さや冷淡さを感じられないこともない（後に何鑄は御史中丞の万俟卨と右諫議大夫の羅汝楫に弾劾される）²⁸⁾。他方において、曾開の伝（弟の曾幾に附伝）で弾圧者として記されているのは黄達如である²⁹⁾。同じように、羅汝楫の名が『宋史』巻473（姦臣3）の秦檜伝に見えない点を合わせると、権勢にひたすら阿るのではなく是々非々を事とした人物像もまた浮かび上がってくる。

そして、『宋史』と『新安志』からは羅汝楫の別の一面も垣間見ることができる。当時の皇帝高宗はとくに『春秋』『史記』や『尚書』の学習に熱心であったといわれる³⁰⁾。『新安志』では、起居郎兼侍講という、外朝における皇帝の日々の言動を記録し書籍の講読を行う官職にあって、皇帝の諮問に答え学問の進講を行う職務も兼任していた際、『春秋』に関する下問に答え称賛を得たことが記されている。

起居郎兼侍講に遷る。上問うに「或るもの謂く、『春秋』貶有りて褒無し、と。此の誼是か否か」と。対えて曰く「春秋は天道を上法とす。春生かし秋殺す。若し貶して褒めずんば、則ち天道具わざるなり」と。上かつて曰く「王安石、春秋の学を廃せし自り、聖人の旨寝みて明らかならず。近日其の要を得る者は、唯だ胡安国及び卿のみ」と。（『新安志』第7巻、先達「先君尚書」）

これは『要録』にはみられず、『宋史』巻380の伝では後文が省略されたほぼ同じ文となっており³¹⁾、『羅尚書墓誌銘』では「是有秋無春也」とあるのが『新安志』先達と『宋史』列伝では「則天道不具矣」と共通している。両者には他にも同一の文があり、正史が『新安志』を参照していた可能性も考えられる³²⁾。『宋史』には『新安志』にも「羅尚書墓誌銘」にも記載されていない記述があり（宜以崇寧事党為戒）、いくつかの系統の資料を反映していることは確実である³³⁾。

以上のごとく、『新安志』と『宋史』とを比べてみると、正史の伝からのほうがより陰影に富んだ人物像を読み取ることができる。そしてそれは、伝中の人名を通じて列伝の他の部分を参照することにより一層明白となる。これに対して、『新安志』においては、非難を招きかねない面について本志の他の箇所を参照しても推測されないよう、あえて

関連づけられていないことが指摘される。

例えば、羅汝楫に糾弾されたとき朱芾は「敷文閣待制・知徽州」と徽州の現職知事であって、紹興12年11月丙午（『要録』巻147本節引用文）に追及されていた四人の一人曾開もそれ以前に任命されていたし、何鑄も晩年に徽州の知事となった。いずれも『新安志』第10巻「牧守」に在任期間等が記載されており、退任について朱芾は「罷」、何鑄は「提挙江州太平興国宮」とあり史書の記録と整合している³⁴⁾。しかし、こうした記載だけでは羅汝楫との関連について窺い知ることは困難であろう。なお、(1)で紹介した金安節をめぐる記述では、その慰留を上奏した者として『新安志』上梓時に存命であった胡銓（淳熙7年没）の名が見えるが³⁵⁾、彼が金との和平に断固反対して秦檜らの斬首を唱え³⁶⁾、羅汝楫によって激しく指弾され除名・編管の憂き目にあっていたことは本志で知る由もない³⁷⁾。

3 伝記テキストの諸類型

過去の人物の扱いは、いつの時代でも歴史の叙述において重大かつ微妙な問題であるが、それは既に示したように、『新安志』の羅願にとっても同様であった。では、その手になる伝記テキストに対しては、後世どのような評価が下されていたのだろうか。その一斑を窺うものとして、清朝考証学の泰斗である錢大昕の寄せた跋文がある。

汪廷俊、世の指す所は奸人爲るに、羅端良（羅願）、之を「先達」伝に入れ、初めより微詞無く、後儒もまた以て羅氏を病とせず。蓋し郡県の志は国史と同じからず、国史は美悪兼書せしが、志は則ち褒有りて貶無く、忠厚を存つ所以なり。公論の所在は、固より黒を変じて白と爲すべからず、而うして桑梓の敬は、自ら己む能わざるなり。袁伯長『四明志』の³⁸⁾、史同叔において但だ其の歴官を叙し、而うして事は国史に具わると云うのみは³⁹⁾、此と同じ意なり。汪はなお善の称すべき有るも、史は則ち其の悪益ます著われ、故に文やや異なるのみ。志、淳熙二年（1175）に成る。朱晦翁（朱熹）の名位いまだ頭われず且つ見存せば、立伝の例に在らず。而うして韋齋（朱松）の伝末に其の「読書求志」を称え、「四方の学者、之を推尊す」との語有るは、また其の朱に傾倒するを見ずなり。今本の進士題名篇、朱の名下に注せる「大師徽国文公」の六字は、則ち後人の加うる所なり⁴⁰⁾。（錢大昕撰「跋新安志」、『潜研堂文集』巻29所収）

錢大昕にとって、伝記テキストからなる「先達」こそが『新安志』のなかで最も興味をひく部分であったことが看取される。汪廷俊こと汪伯彦は、靖康の変から宋朝南渡にいたる危機的時期に活躍した士大夫であるが、正史では秦檜とともに「姦臣」として立伝されている（『宋史』巻473）。『新安志』では、そうした人物が他の人士と区別されることなく、ともに徳行・学識ある先人（先達）として記述されており、しかも後代の

有識者（儒者）の論難を被ることもなかったというのである。というのも、錢大昕によれば、地方志とは、毀誉褒貶が貰われるべき王朝国家の史書（国史）と根本的に異なるものであり、明らかに事実と反するものでない限り、当該人物の好ましい面が伝えられ、地域社会（桑梓）における尊敬の対象とされることは当然とみなされたからである。

このように、地方志においては伝記テキストが重要な構成要素となっており、外見上は列伝をもつ紀伝体の正史と類似する面もあるものの、そのテキストとしての存在意義は正史と異なり得るものであった。前章では、南宋初期に活動した士大夫の記述について、羅願による操作が施されており、同一人物を扱う正史の伝や墓誌銘と異なる面を見せていることを確認した。本章においては、地方志とその他の伝記類、そして史書における同一人物に関するテキストを対比することにより、「先達」が伝記テキストとしてどのような特色をもち、地方志の一部としてどのような役割を担っているのか考察してみたい。

前章(2)で取り上げた『宋史』列伝では、羅汝楫が秦檜の教唆を受けて劉子羽という官僚を弾劾したことが記述されていた。劉子羽（1097～1146年）は、福建の崇安県の出身。金軍から四川地方を防衛し、死後「忠穆」と追諡され「魏国公」を追封された功臣であり、朱熹にとって年少時に父と死別してから世話になった恩人である。朱熹が亡き劉子羽に寄せた、「右朝議大夫充徽猷閣待制致仕・彭城県開國子・食邑五百戸・贈少傅劉公神道碑銘」（『朱文公文集』巻88附所収）においては、

公以（おも）えらく、和好は本より久遠の計に非ず、宜しく間暇の時に及びては、城堡を修め、器械を除し、舟楫を備え以て事変を俟つべし、と。宰相秦檜、始め復職己より出ざるに非ざるを以て、已に悦ばず。是に至りて益ます怒り、言者に諷して之を論ぜしむ。罷帰し、遂に復た起たず。士大夫の志を当世に有（たも）つ者、相い与に喟然とし、深く朝廷の為に之を惜まざるもの莫し。

とあり、鎮江府知事を最後に現役の官僚としての道が断たれたことを述べている。この部分に関しては、史書から次の記事（1142年）が検出される。

敷文閣待制・知鎮江府劉子羽、提拳江州太平觀たらしむ。右諫議大夫羅汝楫、其の専ら私意に任じ、是非を變乱すと論ずるを以てせばなり。是より先、子羽言えらく、和好は本より久遠の計に非ず、宜しく間暇の時に及びては、城堡を修め、器械を厲し、舟楫を備え、以て事変を俟つべし、と。秦檜始め復職己より出ざるに非ざるを以て、已に悦ばず。是に至りて益ます怒り、汝楫に諷して其の罪を論ぜしむ。遂に罷帰す。（『要録』巻147、紹興12年11月辛丑）

比較すると、朱熹と同一同句の文が多く、同じ系統の資料に基づいていることが窺われる。相違点として、史書では秦檜に教唆されて劉子羽を弾劾した言者として、羅汝楫の名が明記されており、『宋史』の列伝とも対応していることがわかる。

このような相違については、朱熹と羅願の関係も考慮に入れることができる。朱熹は

羅願と文通することもあったし⁴¹⁾、徽州を本籍地としている父朱松（1143年没）は『新安志』に以下のように立伝され、

朱吏部松、あざな喬年、婺源の人なり。早歳に進士の第に擢きんだされ、政和の尉に調さる。内翰蔡崇礼の薦召を用て、秘書省正字に充てらる。母の憂に丁たり、服^や闋むるや校書郎兼著作佐郎と為り、度支司勳吏部郎中を歴て、出でて饒州に知たり。行状いまだ出でず。子熹あざな元晦有り。登第の後、一仕し同安主簿と為るも、読書求志し、かつて召さるるも赴かず。乾道中、召対せられ武学博士に除さるるも、いまだ至らずして祠を請い、監潭州南嶽廟たり。後に枢密院編修官に除さるるも、就かず。淳熙初、詔して熹の貧に安んじ道を楽み廉退嘉すべきを以て、改秩し祠觀を領せしめ、四方の学者之を推尊す。（『新安志』第7巻、先達「朱吏部」）

そこには、錢大昕が指摘する通り、存命中の朱熹を高く評価する一文が存在するのである。こうした個人的な関係が色濃く反映されている可能性を指摘することもできるが、それだけでなく、両者のテキストとしての性格の違いが現れていることにも注目すべきではないだろうか。

『要録』は、後代の正しい歴史叙述に寄与することを意図して種々の史料を網羅した編年体の史書である⁴²⁾。その内容は、『宋史』の羅汝楨伝などでも確認したように、私撰でありながら正史とも対応している部分が多い。これに対して、「神道碑」というテキストは、故人を称美する追悼文であり、墓誌銘と同じく本人の欠点はもとより敵対者の名前のような不快な事柄を細かく記す必要はないのである。ここで秦檜が登場するのは、権勢に阿らない劉子羽の剛直な人格を語る上で欠かせないからである⁴³⁾。同様に、徽州という地域に直接関係のない劉子羽を取り上げる必然性のなかった『新安志』でも、前章(1)にて触れたように、『宋史』の列伝と同じく、金安節が秦檜を避け18年間下野していたことが記されている。

それでは、地方志と列伝以外の伝記テキストの間にはどのような差異が見られるのであろうか。「先達」の最後にある金安節を例に検討してみよう。金安節（1095～1171年）については、「宋故敷文閣学士・中奉大夫致仕、休寧県開国子・食邑五百戸累贈開府儀同三司・少保、諡忠肅金公安節家伝」と題する一文が、明代の『新安文献志』に収録されている（巻73）。この文章は、その孫である金文剛（1188～1258年）により⁴⁴⁾、「後の子孫、先公の遺事を知らずんば、遂に没して聞ゆること無し。謹んで其の本末を叙録し、以て家伝^{つぐ}を為ると云う」との趣旨でまとめられた「家伝」である。

「家伝」には本人の上奏がいくつも挿入されており、皇帝の交代、金の海陵王の侵攻など激動する国政の展開と対応した、官僚士大夫としての言動が網羅され、同種のなかでも長文という点で際だっている。これに対して『新安志』の分量は「家伝」はもとより『宋史』巻386の伝よりも少なく、そのなかで本人の経歴と人格や事績の特徴を簡明に記そうとしている。例えば、給事中の事績について、「家伝」では悪化する対金関係

などに関する上奏が引用され、政局に対する具体的な見解や献策の内容を知ることができるようになっている。他方、「先達」では次のような記述であり、「家伝」が本人の上奏文とその節文により示している議論や事案の多くは、「在職封駁甚多」という一言で済ましている。

今上即位するや、詔して廷臣に筆札を給し当今の弊事を条さしむ。安節条奏すらく、成法有る者は、宜しく輒に用例を請うを得ず、内降を僥求するの律を厳にすべし、と。及び宝元の詔旨を稽し、入内内侍省御薬院内東門司の凡百の支費を詳校するを請い、堂除の差遣は、当に稍や省きて吏部に帰し、並びに官長の辟除を許し、益ます中書の務を清むべし、蔭補の文武は、宜しく各おの本色に依るべし、専ら文質を求め右武の義を妨げしむること母れ、と。職に在りて封駁すること甚だ多し。其の太上朝に在りては、殿院杜莘老の出守の命を封還す。是に至り、潜邸の恩を論じ、閣職に除さるる者は尤も切と為す。兩朝に至り皆な之を優容す。(『新安志』第7巻、先達「金尚書」)

上のテキストでは『新安志』編纂時の皇帝である孝宗が即位してまもなく、詔を發して政治の問題点について広く意見を求めたことを起点にしている。これは、「家伝」とも『宋史』とも異なる『新安志』独特の重点の置き方である。そしてその前後の部分では、司農丞任用の際と大理宗正卿における皇帝の評言、致仕した際に都の太学生らが慰留を求めて上書したことや県学に祠が建立されたことなど、「家伝」にあって『宋史』にはない内容が確認できる。撰者金文剛の生年からみて「先達」が「家伝」に先行することは確実であり、洪州新建県の主簿について「家伝」では「秩滿」とあるのに対して、「先達」では「期歲而薦章七上、秩滿」と詳細であることを勘案すれば、『新安志』が独自に金安節の資料を参照できたことは明らかである。そして、後に長大な「家伝」が作成されたのは、一族への伝承という観点から、地方志の内容では不十分と認識されたことが一因かもしれない。

その一部を示すと、金安節が殿中侍御史のときに秦檜の兄の人事に疑義を表明したことにより⁴⁵⁾、18年間も下野したことに関する「家伝」の記述は以下の通りであり、前章(1)で引用した『新安志』『宋史』の記述よりも具体的である。

時に秦丞相再用せられ、得君するに方り權勢薰灼にして、敢て忤拂するもの無ければ、其の兄梓を進めて台州に知たらしむ。先に公、章を連ねて其の僥冒なるを論じて謂く「始め校尉を以てして文学に換え、繼いで文学を以てして殿試に直赴せしむ。改官せしより以て後來に至るに、差除みな其の当に得るべき所に非ず。權門に依恃し、ただ意の欲する所なるのみ、豈に復た朝廷に公道有り、搢紳に公議有るを知らんや」と。上曲意勉従すると雖ども、是れ自り大いに權相に忤う。……凡そ三たび祠を奉り、みな援赦し以て請う、俸入継かざるも、之に処るに自若たり。故に擯棄せらるること十有八年。權相死して、天子庶事に厲精し、凡そ前時の直言し抑えら

る者は相い継いで召用せらる。月を閲し、起こして嚴州に知たらしむ。兩たび旨降りて趣やかに行く。

以上の対比により、『新安志』では、正史では削除される可能性のある事績を遺しつつ、冗長になりがちな他の伝記テキストとは一線を画して簡約化することにより、その中間的なテキストを成立させていることが指摘できるだろう。それは、一族縁者にとって容認できる内容であること以上に、広く受容されやすいよう簡略さを意識したものであった。「先達」は巻頭の「叙先達」で主張されているように、徽州の人々に士大夫の模範を示すものであり、そう読まれるべきであった。ただし、そのテキストを史書と比べたとき、既に例示したように、肯定的な面を中心に構成されている性格は否めない。

こうした性格は、北宋の人物についても挙例することができるので、一貫したものと思われる。

其の職を去るに方り、公に進めて羨余（つけとどけ）と為すを勸む者有り、公曰く「吾れ豈に聚斂する者なるかな。敢て此を用い以て寵を希わんや」と。公、人と為り談論を善くし、人と交わること久しくして益ます篤し。其の家におけるや尤も孝悌にして、得る所の俸禄は宗族に分給し、親疏の異なる無し。（欧陽修撰「尚書工部郎中天章閣待制許公墓誌銘」、『欧陽文忠公全集』巻33所収）

職を去るに逮び、元に進めて羨余と為すを勸む者有り、元曰く「吾れ豈に聚斂する者なるかな」と。人と為り談論を善くし、人と交わること久しくして益ます篤く、家に居ること孝友にして、得る所の俸禄は宗族に分給し、親疎の異なる無し。（『新安志』第6巻、先達「許待制」）

元、江淮に在ること十三年、聚斂刻剥を以て能と為し、進取を急ぎ、多く珍奇を聚め以て京師の権貴に賄遺し、尤も王堯臣の知る所と為る。発運使の治所、真州に在りて、衣冠の官舟を求む者は、日に十輩を数う。元、勢家貴族を視るや、立（たちどころ）に巨艦を権（独占）し之に与え、即ち小官俸独なれば、歳月を伺候するも、得る能わざるもの有り。人是を以て憤怨せしが、而れども元自ら以て当然と為し、愧憚する所無し。（『宋史』巻299、許元伝）

これは、許元（989～1057年）なる人物に関する、伝記テキストの後半部分を生成順に並べたものである⁴⁶。三種のテキストではどれも前半で、都への漕運に成果を上げた有能さについて言及しているが、その貪欲な側面にも目配りしているのは正史だけである。『新安志』のテキストでは、職務による役得を退け俸給を一族に分け与える清廉寛大な姿をもって締めくくられており、本人と同時代の欧陽修による墓誌銘を下敷きにしていることが明白である。その上で『新安志』では、墓誌銘の最後を飾る、対句で整えられ押韻している銘の部分が略されていることにも改めて気づかされる。そして、これとは対照的に正史のテキストでは、財務官僚（発運使）として苛斂請求にふけり、権勢に阿って地位の低い者は不当に扱い、怨嗟の声にも動じることのない品行がはっきり述

べられている⁴⁷⁾。

ところで、羅願は朱松について「行状」が手元にないと断りながら、存命中の子息朱熹の名声を伝える文章を作成・掲載していた。これは「蓋し一生を包挙して之が伝を為すは、『史』『漢』列伝の体なり」（章学誠『文史通義』巻3「伝記」）という、紀伝体の歴史叙述の一環をなす「正伝」の本質から逸脱するものといえる。また「先達」には、羅汝楫が民間の父に官位を授けるよう請い、さらに皇帝がしばしばその安否を訪ねたという史書にない独自の記述があるが⁴⁸⁾、そこで羅願は自分の祖父を「先大父」と表記し、その累代の好学ぶりを本志の最終巻で示している⁴⁹⁾。

それでは、こうした「先達」のテキストには、単に地元出身の名士や官僚エリートを美化顕彰する意義しか認められないのだろうか。そもそも、羅願は『新安志』における伝記テキストの集合を「列伝」とは呼ばずあえて「先達」としているし、本志において正史の「列伝」になぞらえている記述を見出すこともできない。『新安志』はもとより国史として編纂されたものではなかった。『新安志』が編纂された時期に注目すると、北宋後半の神宗・哲宗・徽宗・欽宗を対象とする『四朝正史』が編纂中であり⁵⁰⁾、いまだ先帝高宗（淳熙14年：1187年没）の時代を扱う官撰の史書は存在せず、「先達」の後半が扱う人物に関して中央の史官による伝はいまだ成立していなかった。しかし宋朝の官僚である羅願に、いずれは国家中央において種々の資料を駆使して正統な叙述が行われ、当人の不名誉な面や否定的な面も含めて総括され、書き換えられることに対する自覚がなかったとは思われない。

正史における「正伝」は中央からの視座で取捨選択され、その成否も朝廷の状況に左右されるものであった。高宗以下の『中興四朝国史』の場合、その志・伝は結局のところ完成しなかったようであり⁵¹⁾、南宋を生きる人々にとって縁のない書物であった⁵²⁾。しかし、徽州ではこの間も『新安志』と後続の地方志により、伝記テキストが編纂され、地方の人々の閲覧に供されていたのである。寄るべき正史が存在しないなか、各層の人々に対し体系的に近い時代の人物像を伝えることができたのは、地方志のみであったといえよう。

人物を扱う点で共通するとはいえ、「墓誌銘」「神道碑」「家伝」などは歴史を叙述するテキストと区別されるべきであって、分量や内容の点からそのまま転載しがたい面がある。しかも、それらのテキストを閲覧する側からみたとき、碑文を読むために実地に赴いたり、拓本や原本を見せてもらうために各人の家を訪問したりするようなことは、よほど関心があるものでない限り、地方社会の内部でも容易なことではなかったのではないだろうか。また、これらが文集に収録されたとしても個別分散的であり、徽州という特定の地域の観点に立って読者が同じように参照し、共通の認識を抱くことは期待できない。

『新安志』において、羅願が郷里の先人について独自に伝記テキストを執筆・配列し、

集成したことの意義として挙げられるのは、かかる状況を認識し徽州において新たな叙述と継承の様式を確立したということである。あるいは、史家とは異なる独自の立場で、後代の人々の認識に作用することを念頭に、将来は歴史テキストの源泉の一つとなるものが生み出された点が、『新安志』の「先達」が種々のテキストと書物の展開のなかで示す画期的な意義として見出されるだろう。

結語

最後に、これまでの検討に基づき、伝記テキストの多様性を視野に入れた上で、『新安志』「先達」のテキスト的性格を整理してみたい。

伝統中国の伝記的テキストにはいくつかのジャンルがある。さしあたり行状、祭文、墓誌銘、碑文などが挙げられるが、これは特定個人の推挙・慰霊・称賛などを目的とし、必然的に美的な文章が尊重されるので、その生涯の否定的な面もあわせて伝えようとする方針とは異なる⁵³⁾。また、ある人物の奇特性向に焦点を当てた文章にも「伝」と題されるものがあつたが⁵⁴⁾、これらのテキストは作者の見識や文才を示す作品として、その文集に収録されるのであつた。羅汝楫の墓誌銘は作者洪适の『盤洲文集』に収録されているし、羅願による胡舜陟の伝は、後人によって増補された『羅鄂州小集』の第6巻「伝」に収められている。しかし、そうした価値観への傾倒ゆえに、史書の列伝においてこの種のテキストを考証もせず転載すると矛盾も生じ、低く評価される原因となったようである⁵⁵⁾。

宋朝による正史編纂においては「各家事状碑銘」を綴り合わせて列伝が生成したといわれているが⁵⁶⁾、『宋史』が正史の中で最も冗漫かつ粗略なものとしてきたのも⁵⁷⁾、まさにこの点によるところが大きいのであろう。それでも『宋史』列伝のテキストは、『新安志』と比べるならば、簡潔にして清濁あわせ叙述している傾向にあり、歴史叙述を構成するテキストとしての性格は、墓誌銘類→地方志→正史の順で洗練されていることが指摘できるだろう。当然といえば当然の理解であるが、その分かれ目はどこに見出されるだろうか。これについては、本文テキスト間の相互参照性の高さが重要な要素として考えられる。

正史においては、本紀や他の伝などを参照することで、歴史的事件の消息と因果関係をふまえ、読者はより多面的な人物像に近づくこともできる⁵⁸⁾。これに対して、地方志の『新安志』もまた伝が連なり、本志の先頭部分には王朝交替の沿革が掲載されているけれども、方臘の乱や秦檜の専横の及ぼした影響などを読み取ることは困難であつた。一部の書物を通して歴史的な事柄の始末と表裏を読み取ることの難しさは、墓誌銘が収録される文集ではさらに顕著である。文集では、当該人物について他の部分を参照しよう

としても、それぞれが独立したテキストであり、一つの内容に関連づけさせていくことは通常配慮されていないからである。そして地方志においても、伝記テキストは独立性がかなり高く、他の部分と照らし合わせることで隠された面が浮かび上がるようなことは少ないように思われる。地方志の伝はその土地の人物を基準とし、事件を軸にして関連する人物を網羅する史書とは編纂の方針が違うので、その点を考慮しなければならないが、それでも、胡舜陟と羅汝楫の事例から推測されるように、同郷の人物の間に成立しうる関連性はあまり重視されていないのではないだろうか。

また『新安志』の「先達」では、地域社会に密着し寄与する姿はあまり強調されていないように思われる。こうした点が後続の地方志においてどのように変容していくのか、あるいは『新安志』特有の傾向なのか明らかにすることは、南宋地方志の歴史的性格を探る手がかりにもなるだろう。

むろん、以上の点については、『新安志』はもとより後代の徽州や宋代の他の地方志を扱って初めて導かれる問題であり、その対比は『新安志』全体の検討とあわせて今後の課題としたい。

註

- 1) 拙稿「宋代士大夫の著作とテキストの流伝——羅願と淳熙『新安志』『羅鄂州小集』『爾雅翼』——」(『SITES 統合テキスト科学研究』第2巻第2号、2004年)、参照。
- 2) 井上進「方志の位置」(『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』下、汲古書院、1990年)、参照。
- 3) 拙稿「南宋地方志、淳熙『新安志』におけるテキスト操作と歴史叙述」(『SITES 統合テキスト科学研究』第3巻第2号、2005年)、参照。
- 4) 拙稿注3)前掲論文、参照。
- 5) 『春秋左氏伝』襄公27年。
- 6) 『春秋左氏伝』襄公24年。小倉芳彦氏の和訳『春秋左氏伝』中(岩波書店、1989年)を参照した。
- 7) 『易経』乾・文言伝、「子曰、君子進徳修業」。
- 8) 南宋・羅願『新安志』第6巻「叙先達」
昔者春秋之世、楚屈建之信聞於諸侯、其大夫誦之、以為、晋卿不如楚意、楚之賢晋無以当之。至建(子木)問晋范会(范武士)之徳於趙武(趙孟)、武告以夫子之家事治、無隠情於国、無愧辭於鬼神者。建退而誦、則晋先賢之風烈、建曾不足得其万一。逮魯叔孫豹(穆叔)聘於晋、則又以為晋范氏之先僅可謂之世祿。而魯有先大夫曰臧文仲者、既没而言立、然後可以謂之不朽。由此言之、世之賢者可有既乎是數者。不惟其人之差品固若是、亦習於所聞、各以其国之賢為足以矜於天下也。夫賢之所在、人猶以其於己為近而矜之、又況善行之発於吾身、而令聞之施於吾体者乎。榮亦至矣。然則進徳修業又安可後哉。新安自程靈洗以節顯梁・陳間、唐及五代相繼有人。迨聖宋則名臣輩出。夫豈惟其土之多賢、要當以世論之。若梁員外散騎侍郎李禕、太常卿胡明星、唐中書舍人吳肇、南唐宰相馮延巳、勤政殿學士延魯、樞密使查文徽、国朝尚書郎舒雄、太子左贊善大夫呂文膺、虞部員外郎方演及近世名卿大夫、未得其行狀者皆不敢輕有所附著、以存蓋闕之義。前世羽林將軍盧元卿・刑部郎中程皓則又不知其世。謹録知者見其左。
- 9) 『建炎以來繫年要録』(以下『要録』と略称)巻149、紹興13年6月癸丑条、参照。
- 10) 『新安文献志』巻78における程敏政の按語
按、羅鄂州『新安志』、於王黼之害王愈、秦檜之殺舜陟、皆略而不書。非杏庭・虚谷兩公一白之、

則其迹混矣。然則是書精博雖未易及、至其義類取捨之間、疑大有可議者焉。姑記二事、以諗觀者。

- 11) 拙稿注1)前掲論文、参照。
- 12) 『宋史』卷38、寧宗本紀2に「(嘉泰2年2月)丁亥、修高宗正史・宝訓」「(3年5月)癸未、命有司搜訪旧聞、修三朝正史、以書來上者賞之」とある。
- 13) 『苕溪漁隱叢話』の撰者である胡仔は、湖州に定住しており、同地の地方志である『嘉泰吳興志』巻17・賢貴事実・下(烏程県)に次のような記載がある。「胡仔、字元任。父舜陟、官至法。從叔舜申・舜挙為郡守皆能知名。仔少無宦情、自号苕溪漁隱、留心吟詠、取自古詩人所作、巧之伝記、為叢話百卷、行於世。弟仰、今為郎官、見旧編」。
- 14) 汪若思(汪秘丞)撰「左朝奉公郎將作監丞汪公若容墓志銘」(『新安文献志』巻94下収録)、参照。
- 15) 『宋史』巻378、胡舜陟伝
舜陟有惠愛、邦人聞其死、為之哭。妻江氏訴于朝、詔通判德慶府洪元英究實。元英言「舜陟受金盜馬、事涉曖昧、其得人心、雖古循吏無以過」。帝謂檜曰「舜陟從官、又罪不至死、勘官不可不懲」。遂送梏・仰之吏部。
- 16) 「非笑朝政」の句はもともと『要録』巻148、紹興13年正月己酉条にあり「(呂源)又以書抵秦檜、言舜陟非笑朝政。檜素惡舜陟、入其說、遂奏遣梏等雜治」との文脈で用いられている。
- 17) 『宋史』巻438に伝あり。『中興四朝国史』が進呈されたのは宝祐2年(1242)。ただし志・伝の部分は未完で、淳祐11年(1251)に編集が命じられており(『玉海』巻46)、宝祐5年(1257)閏4月己丑に『中興四朝志伝』として進呈されている(『宋史』巻44理宗本紀4)。
- 18) 趙翼『廿二史劄記』巻23「宋史多國史原本」を参照。
- 19) 「又言」は「飛獄具、寺官聚斂、咸謂死有余罪」の上にあるが、中華書局評点本の校勘記により、「朱芾・李若虚嘗為飛議書、主帥有異意而不能諫」の上とした。
- 20) 『要録』巻141、紹興11年8月甲戌条。
- 21) 『要録』巻144、紹興12年正月戊申条。
- 22) 『要録』巻147、紹興12年10月丙寅条・同11月辛丑条。
- 23) 本人の文集として『東山藁奏議外制』数十巻が挙げられており、資料として活用しているとみられる。
- 24) 『宋史』巻30、高宗本紀7、紹興12年8月壬午。
- 25) 『孟子』巻第三・公孫丑上「國家閒暇、及是時明其政刑、雖大國必畏之矣」。
- 26) 寺地遵『南宋初期政治史研究』(溪水社、1988年)、305~306頁。
- 27) 『要録』巻151、紹興14年5月戊辰
左朝散郎・尚書吏部員外郎黃達如降一官放罷。坐前知南雄州日私役禁軍販易貨物故也。達如為提点坑冶司所案、贓汚鉅万。獄既上、雖秦檜亦不能掩、僅止罷黜、人亦快之。
- 28) 『要録』巻146、紹興12年8月丙寅条。
- 29) 『宋史』巻382に「黃達如請籍和議同異為士大夫升黜、即擢監察御史、首劾[曾]開、褫職」とある。同巻の李彌遜伝では「曠言者論彌遜与遜趙鼎・王庶・曾開四人同沮和議、於是彌遜落職。」とあり名が伏せられている。
- 30) 梅原都『宋代官僚制度研究』(同朋舎、1985年)、395頁。
- 31) 遷起居郎兼侍講。帝問「或謂、『春秋』有貶無褒、此誼是否」。対曰「春秋上法天道、春生秋殺、若貶而無褒、則天道不具矣」。帝称善、嘗曰「自王安石廢春秋学、聖人之旨復不明、近世得其要者、唯胡安国及卿耳」。兼樞中書舍人、除右諫議大夫。
- 32) 同様に、刑部員外郎の時の上奏として『新安志』に「及対請令(奏)命官犯公罪、勿取特旨以終惠臣子、又戸口彫(凋)耗、宜少寬養子之禁」とあるものも、『宋史』に見出すことができる。
- 33) これは『新安志』になく「羅尚書墓誌銘」にみえる文である。「時撫州有兩陳四繫獄、誤論輕罪

者死、汝慎誦其寃、且言、独罪獄官而守倅不坐、非祖宗法。於是詔天下斬死刑、守以下引囚問姓名・郷里後決。」

34) 『要録』卷125、紹興9年正月壬辰。同卷144、紹興12年正月戊申。同卷156、紹興17年4月丙辰・同11月乙亥。

35) 胡銓(1102~1180年)については、『宋史』巻374の伝を参照。

36) 『要録』巻123、紹興8年11月丁未。

37) 『要録』巻146、紹興12年7月癸巳。

38) 袁伯長『四明志』：袁桷(1266~1327年)撰『延祐四明志』17巻を指す。袁桷については、『元史』巻172の伝を参照。

39) 同志巻5、人物攷・中・先賢。史同叔こと史彌遠(1164~1233年)は鄞県の出身。『宋史』巻414に立伝。清代では、秦檜よりも史彌遠の方が専横との見方もあり(趙翼『廿二史劄記』巻26「秦檜史彌遠之攬權」、『宋史』を見ても、汪伯彦についてあまり否定的な印象は受けない。

40) これは、康熙46年(1707)黄氏承徳堂刻本(内閣文庫蔵)の光緒14年(1888)李宗焜復刻本、四庫全書本、嘉慶17年(1812)刻本ではみられない。

41) 拙稿注1)前掲論文参照。

42) 『四庫全書総目提要』巻47、史部3編年類

其書以国史・日曆為主、而參之以稗官・野史・家乘・志狀・案牘・奏議・百司題名。無不臚采異同、以待後來論定。故文雖繁而不病其冗、論雖岐而不病其雜、在宋人諸野史中、最足以資考証。……心伝独于淮西富平之憤事、曲端之枉死、岳飛之見忌、一一据実直書。雖朱子『行狀』亦不据以為信、初未嘗以郷曲之私稍為回護。……原本所載秦熈・張誼諸論、是非顛倒、是不待再計而刪者、而并存以備參稽、究為瑕類。

43) 劉子羽について、朱熹はさらに「少傅劉公神道碑」(『朱文公文集』巻88所収)を執筆しているが、「宰相秦檜不悅、諷言者論之。罷歸、遂不復起」とあり、ここでも秦檜の名は残されている。

44) 金文剛、あざな子潜については、「故宋朝奉大夫直龍岡閩金公文剛墓志銘」(『新安文獻志』巻70所収)を参照。

45) 『要録』巻117、紹興7年11月。

46) 「墓誌銘」と『宋史』では本貫が徽州北隣の宣州となっている。

47) 南宋・李燾『統資治通鑑長編』巻177、至和元年(1054)11月丙寅条に、

徙淮南江浙荆湖制置發運使・工部郎中・天章閣待制許行知揚州。元在淮南十三年、急於進取、多聚珍奇以賂遺京師權貴、尤為王堯臣所知。治所在真州、衣冠之求官舟者、日數十輩。元視勢家要族、立推巨艦与之、即小官俸独、伺候歲月、有不能得。人以是憤怨、而元自謂当然、無所愧憚。

とのほぼ同一の記事があり、『宋史』の伝が宋代の記録や史書をそのまま転用している好例となっている。『統資治通鑑長編』(北宋時代の基本史料)では、皇帝が任地における許元の誅求を危惧していた記事(巻172、皇祐4年(1052)2月戊寅)なども掲載されている。

48) 『新安志』第7巻、先達「先君尚書」

嘗以当軫朝請郎為先大父乞五品服。及侍經幄、上數問、卿父比日安好否、輒奏起居飲食狀、上常悅、論列權倖、多所裁抑。

49) 『新安志』第10巻、雜説・記聞

吾県自昔之為儒者、県北鄭釣子平及[羅]願先大父。其次皆在一二數中、願時尚幼不能尽其説。……大父生嘉祐間、幼独知好書、聞輒買私習誦之。曾大父無他子、方仰以治生業、見猶怒之、後察其誠乃已。元豐中、游郡校時、學者尚少。大父出意為之、衆未以為是、及紹聖中、罷願募、行差役、大戸無免者。知県王君薦篤意勸学、凡家有受書一人、則為免之。同時富者子皆執役在庭下、見大父独庭上与県大夫亢礼。由是、羨慕始相勤於学。然大父晦不顯、年九十余、耳目

聡明、得異書猶勤閱之。以封至朝請大夫。諱季字子直云。

- 50) 洪邁『容齋隨筆』三筆卷13「四朝史志」。陳振孫『直齋書錄解題』卷4、正史類。
- 51) 蔡崇榜『宋代修史制度研究』（文津出版社、台北、1991年）、140～142頁。
- 52) 私撰の図書解題である『直齋書錄解題』には、北宋後半の『四朝国史』までが著録されている。つづく南宋の『中興四朝国史』については、その列伝の一部が伝の執筆者や被立伝者の文集などに引用・転載されて残存しており、周藤吉之「宋朝国史列伝と『宋史』列伝との関係」（『宋朝国史の編纂と国史列伝』2、『宋代史研究』東洋文庫、1969年所収）において、元朝編纂の『宋史』との比較検討が行われている。全体が完成していなくても、国史は社会の関心を集め、その一部が民間に流布することもあった。
- 53) 宮崎市定「宋代の士風」（初出1953年、『宮崎市定全集』第11巻、岩波書店、1992年所収）、346頁。
- 54) その事例は、章学誠『文史通義』巻3「伝記」を参照。清水茂氏は「文集中における『伝』は、歴史中の『伝』とちがいで、ある人の行為の特殊さを伝えることを目的として書かれるから、その人の伝記とはならない」（『中国目録学』筑摩書房、1991年、141頁）と述べられている。
- 55) 『四庫全書総目提要』巻46、史部2 正史類2
 譏『宋史』者、謂諸伝載祖父之名而無事实、似志銘之体、詳官階之遷除而無刪節、似申状之文。然好之者、或以為世系官資、転可籍以有考、及証以他書、則『宋史』諸伝多不足憑。
- 56) 趙翼『廿二史劄記』巻23「宋史各伝迴護処」を参照。
- 57) 内藤湖南『支那史学史』（平凡社、1992年）第1巻「元代の史学」を参照。
- 58) 本稿では、『宋史』の岳飛伝において何鑄が岳飛の冤罪を確信したことが述べられ、必ずしも秦檜に忠実でない人物像が描かれていたことを紹介したが（巻380の本伝も同様）、清代の史学家趙翼は『宋史』の他の伝を参照することで、次のように指摘する。

何鑄。鑄嘗与羅汝楫劾岳飛（見「羅汝楫伝」）。又嘗為秦檜劾王居正為趙鼎之党、遂奪職奉祠（見「王居正伝」）。又劾張九正党趙鼎（見「張九正伝」）。又劾廖剛与陳淵等朋比（見「廖剛伝」）。今「何鑄伝」皆不載、反云治岳飛獄、力弁其冤、謂不当無故殺一大将、似能主持公道者。（趙翼『廿二史劄記』巻23「宋史各伝迴護処」）

何鑄もまた秦檜の政敵を積極的に攻撃し迎合していたのであり、『宋史』の列伝を相互参照することで、本伝に記述されていない側面が浮き彫りとなっている。逆にいえば、列伝すべてが存在してはじめて、各伝記テキストは歴史テキストたり得るのである。